

令和2年3月

令和元年における  
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 凡例

本書における用語の意義については、次のとおりである。

- 1 生活経済事犯……………警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。生活経済事犯の類型は別表のとおりである。
- 2 利殖勧誘事犯……………出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。顧客に販売する名目にされた商材に着目すると、次のように類型できる。
  - (1) 未公開株に関連した事犯……………未公開株を商材とした事犯をいう。
  - (2) 公社債に関連した事犯……………公社債を商材とした事犯をいう。
  - (3) 集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯……………出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯をいう。
  - (4) デリバティブ取引に関連した事犯……………商品先物取引、商品先物オプション取引、FX、CO<sub>2</sub>排出権取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯をいう。
  - (5) 外国通貨に関連した事犯……………一般に両替・売却が困難な外国通貨を商材とした事犯をいう（FXを除く）。
  - (6) 上記以外の預り金に関連した事犯……………勧誘時に「元本保証」を謳ったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム（ファンド）、デリバティブ取引及び外国通貨に該当しないものをいう。勧誘時に「元本保証」を謳ってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合も含む。
  - (7) その他の事犯……………上記（1）から（6）以外の利殖勧誘事犯をいう。
- 3 特定商取引等事犯……………訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。次のとおり取引の種別で類型できる。
  - (1) 訪問販売事犯……………特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る各種事犯をいう。
  - (2) 通信販売事犯……………特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に係る各種事犯をいう。
  - (3) 電話勧誘販売事犯……………特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に係る各種事犯をいう。
  - (4) 連鎖販売取引事犯……………特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）に係る各種事犯をいう。

- (5) 特定継続的役務提供事犯……特定商取引法第 41 条に規定する特定継続的役務提供に係る各種事犯をいう。
  - (6) 業務提供誘引販売取引事犯……特定商取引法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）に係る各種事犯をいう。
  - (7) 訪問購入事犯……特定商取引法第 58 条の 4 に規定する訪問購入に係る各種事犯をいう。
- 4 ヤミ金融事犯……無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
- (1) 無登録・高金利事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。
  - (2) ヤミ金融関連事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- 5 環境事犯……廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
- (1) 廃棄物事犯……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯をいう。
  - (2) 動物・鳥獣関係事犯……動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）違反等に係る事犯をいう。
  - (3) 動物虐待事犯……動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯をいう。
- 6 保健衛生事犯……薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
- (1) 薬事関係事犯……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。
  - (2) 医事関係事犯……医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。
  - (3) 公衆衛生関係事犯……食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。
- 7 知的財産権侵害事犯……商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯及びその他の知的財産権を侵害する事犯をいう。
- (1) 商標権侵害事犯……偽ブランド事犯等の商標法違反に係る事犯をいう。
  - (2) 著作権侵害事犯……海賊版事犯等の著作権法違反に係る事犯をいう。
  - (3) 営業秘密侵害事犯……不正競争防止法第 21 条第 1 項及び第 3 項に該当する事犯をいう。
- 8 その他の事犯……前記 2 から 8 までの事犯以外の生活経済事犯をいう。（宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反等）

9 令和元年の各種数値については、平成 31 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの数を含む。

注 図表中の割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。

## 別 表

### 【消費者取引の安全・安心を阻害する事犯】

利殖勧誘事犯	出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯
特定商取引等事犯	特定商取引法違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
訪問販売事犯	
通信販売事犯	
電話勧誘販売事犯	
連鎖販売取引事犯	
特定継続的役務提供事犯	
業務提供誘引販売取引事犯	
訪問購入事犯	
ヤミ金融事犯	
無登録・高金利事犯	貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯
ヤミ金融関連事犯	貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

### 【国民の健康や環境に対する事犯】

環境事犯	
廃棄物事犯	廃棄物処理法違反に係る事犯
動物・鳥獣関係事犯	鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯
その他の環境事犯	森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯
保健衛生事犯	
薬事関係事犯	医薬品医療機器等法違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法違反(シンナー事犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯
医事関係事犯	医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
公衆衛生関係事犯	食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

### 【知的財産権侵害事犯】

商標権侵害事犯	商標法違反に係る事犯
著作権侵害事犯	著作権法違反に係る事犯
営業秘密侵害事犯	不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯
その他の知的財産権侵害事犯	不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

### 【その他の事犯】

上記事犯以外の生活経済事犯(宅地建物取引業法違反等)

の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の  
密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反等)

## 目次

第1	概要	
1	検挙状況	1
2	相談受理状況	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	8
3	ヤミ金融事犯	12
第3	国民の健康や環境に対する事犯	
1	環境事犯	16
2	保健衛生事犯	19
第4	知的財産権侵害事犯	21
第5	その他の事犯	25
第6	犯行ツール対策	27
第7	統計資料	
1	検挙状況等	
(1)	利殖勧誘事犯	28
(2)	特定商取引等事犯	29
(3)	ヤミ金融事犯	30

(4) 環境事犯	31
(5) 保健衛生事犯	32
(6) 知的財産権侵害事犯	33
(7) その他の事犯	35
(8) 犯行ツール対策	36
2 相談状況の調査結果	37



## 第1 概要

### 1 検挙状況

令和元年における生活経済事犯の検挙事件数は8,994事件と、前年より287事件(3.1%)減少し、検挙人員は1万736人と、前年より504人(4.5%)減少した。

図表1 生活経済事犯の検挙状況(平成30年及び令和元年)

事 犯	平30		令01	
	検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
利殖勧誘事犯	41事件	123人	41事件	176人
特定商取引等事犯	120事件	227人	132事件	230人
訪問販売事犯	104事件	168人	114事件	191人
通信販売事犯	1事件	4人	1事件	1人
電話勧誘販売事犯	3事件	32人	5事件	17人
連鎖販売取引事犯	0事件	0人	1事件	2人
特定継続的役務提供事犯	5事件	8人	3事件	4人
業務提供誘引販売取引事犯	0事件	0人	0事件	0人
訪問購入事犯	7事件	15人	8事件	15人
ヤミ金融事犯	718事件	814人	639事件	724人
無登録・高金利事犯	130事件	207人	118事件	191人
ヤミ金融関連事犯	588事件	607人	521事件	533人
環境事犯	6,308事件	7,327人	6,189事件	7,106人
廃棄物事犯	5,493事件	6,361人	5,375事件	6,165人
動物・鳥獣関係事犯	667事件	795人	588事件	685人
鳥獣保護関係事犯	384事件	498人	317事件	389人
動物虐待事犯	84事件	94人	105事件	126人
その他環境事犯	148事件	171人	226事件	256人
保健衛生事犯	345事件	448人	281事件	400人
薬事関係事犯	68事件	123人	48事件	113人
医事関係事犯	31事件	51人	24事件	53人
公衆衛生関係事犯	246事件	274人	209事件	234人
知的財産権侵害事犯	514事件	626人	516事件	605人
商標権侵害事犯	309事件	364人	316事件	378人
著作権侵害事犯	169事件	205人	141事件	161人
営業秘密侵害事犯	18事件	23人	21事件	27人
その他の知的財産権侵害事犯	18事件	34人	38事件	39人
その他の事犯	1,235事件	1,675人	1,196事件	1,495人
合計	9,281事件	11,240人	8,994事件	10,736人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

## 2 相談受理状況

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び営業秘密侵害事犯の相談受理件数は図表2のとおりであった。

図表2 生活経済事犯に関する相談受理状況（平成30年及び令和元年）

事 犯	平30	令01
利殖勧誘事犯	1,330	1,560
特定商取引等事犯	6,511	7,113
ヤミ金融事犯	7,772	6,690
営業秘密侵害事犯	47	49

## 第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

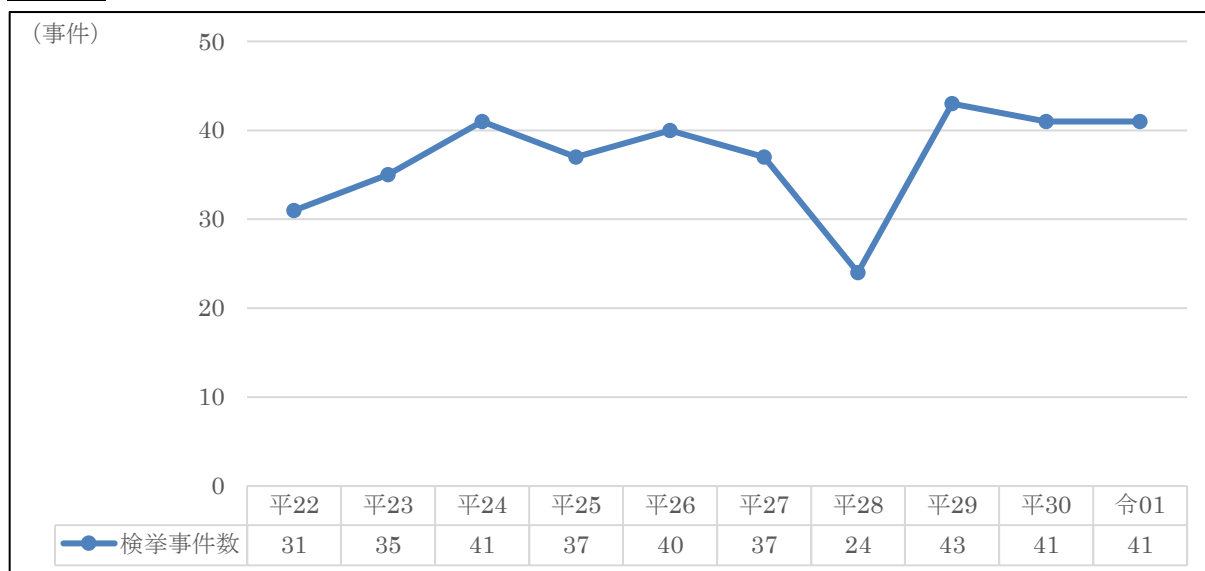
### 1 利殖勧誘事犯

#### (1) 検挙状況

##### ア 検挙状況の推移

利殖勧誘事犯については41事件を検挙し、前年と同数であった。

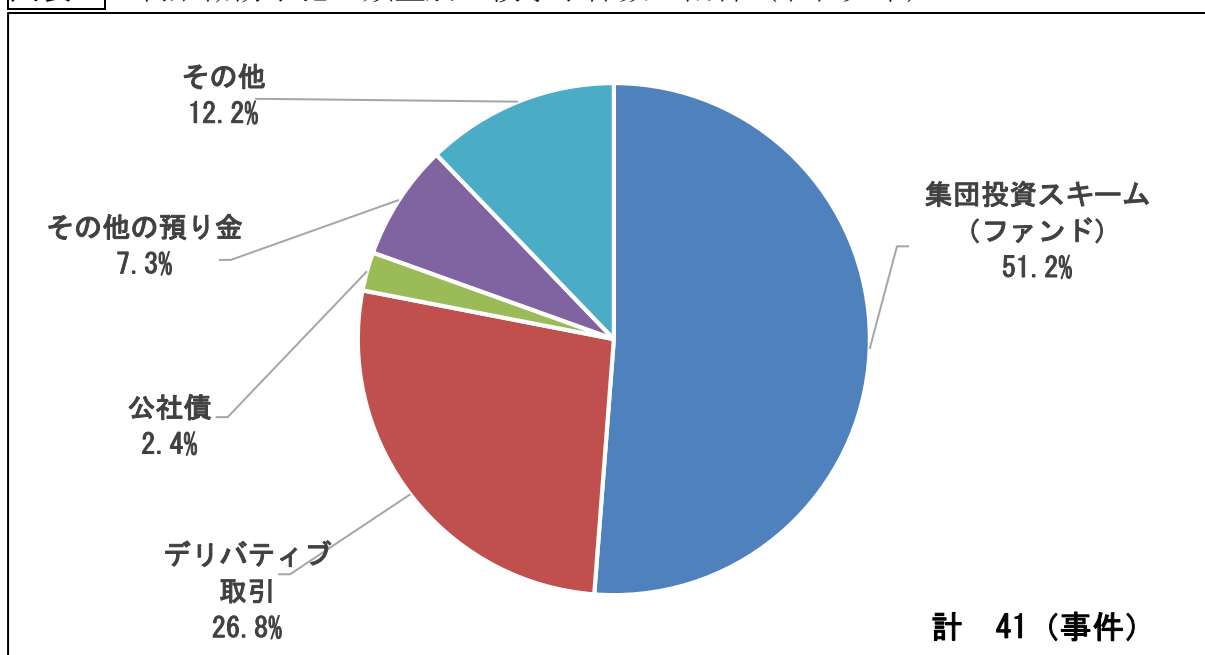
図表3 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



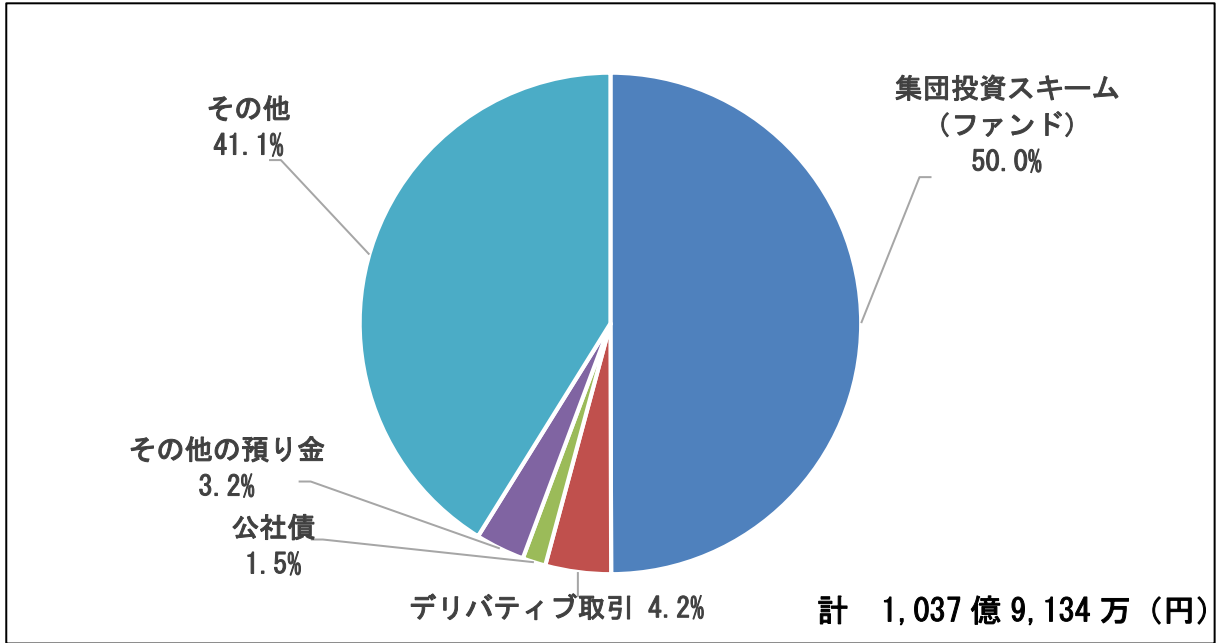
##### イ 類型別検挙状況

類型別にみると、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯の検挙事件数（21事件（51.2%））及び被害額（約518億円（50.0%））がいずれも最多であった。

図表4 利殖勧誘事犯の類型別の検挙事件数の割合（令和元年）



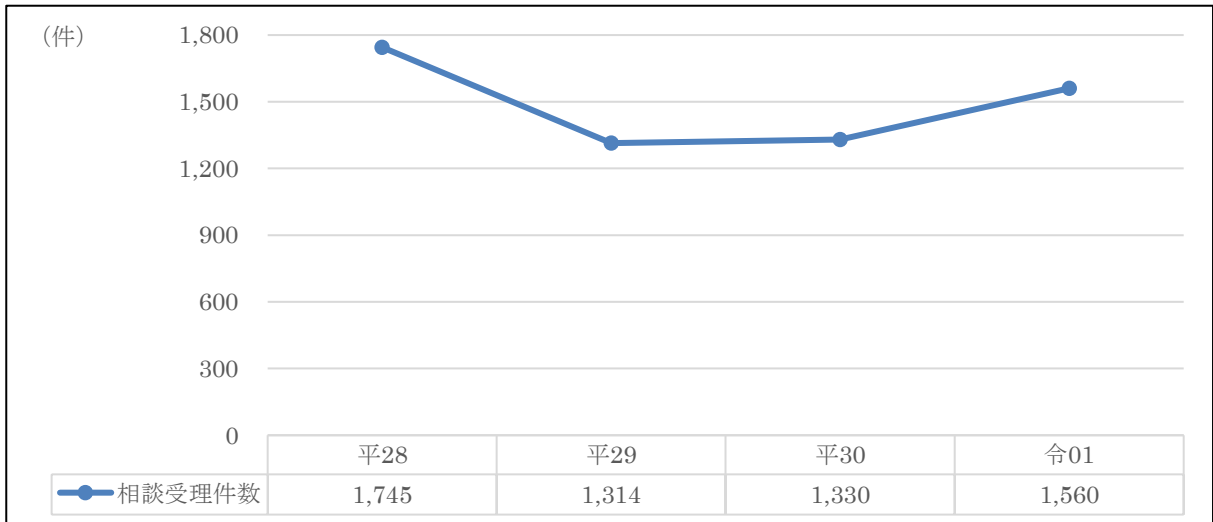
図表5 利殖勧誘事犯の類型別の被害額の割合（令和元年）



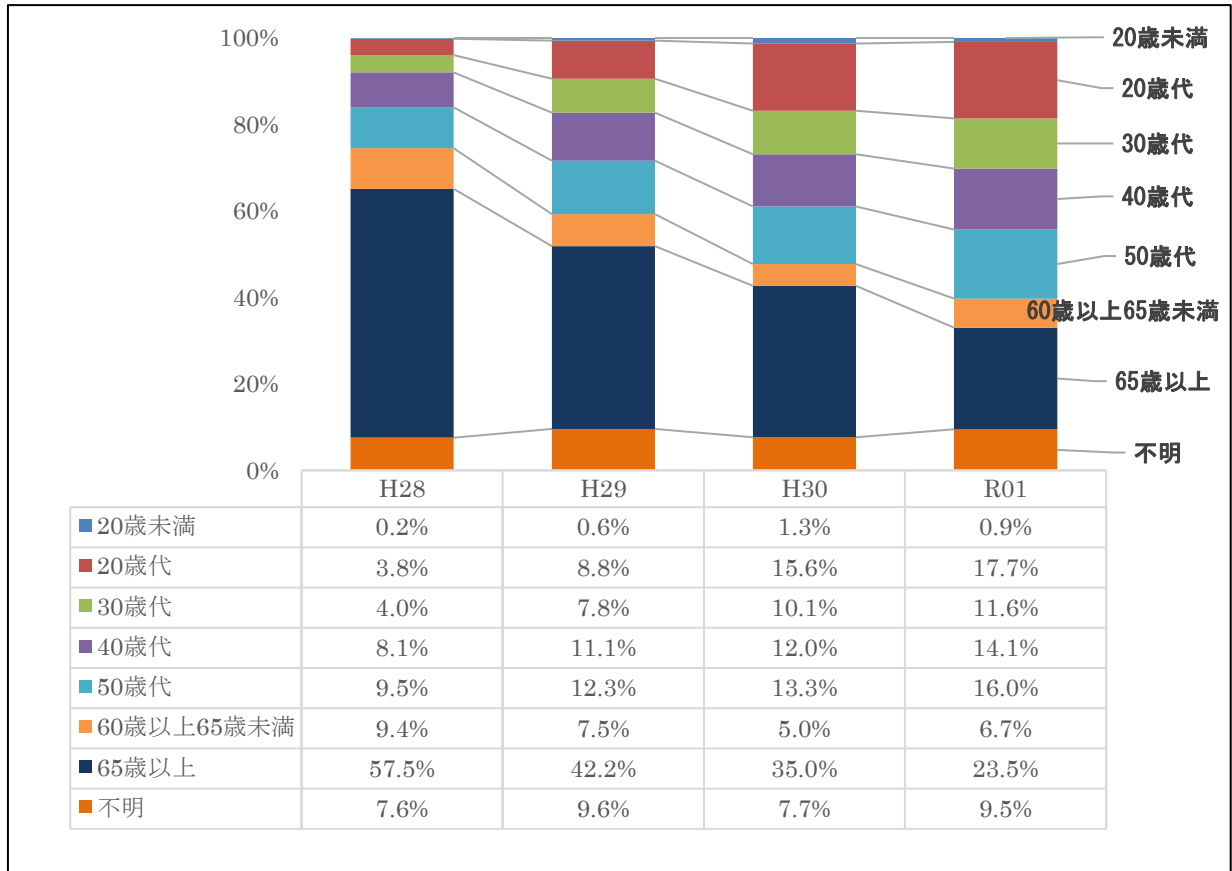
注 「その他」には、いわゆるマルチ商法による、経済的利益を受けられるという権利を商材にした事犯等を計上している。

## （2）相談受理件数の推移

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



図表7 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 投資コンサルティング会社経営者らによる詐欺及び出資法違反事件

投資コンサルティング会社の実質的経営者(41)らは、同社に対する投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成25年7月から29年9月までの間、同社へ投資した会員組織の先行投資者(上位会員)らをして投資セミナー等を開催するなどし、海外事業に成功している同社へ出資すれば月利2～4パーセントの配当及び1年後の元本保証を約束する旨のうそを言って、全国の約1万3,000人から約459億円をだまし取るなどした。

令和元年5月までに、会社経営者の男ら10人を詐欺罪で、上位会員ら14人を出資法違反で検挙した(愛知、岡山)。

## 2 健康食品等販売会社役員らによる社債販売名下の出資法違反及び詐欺等事件

健康食品等販売会社の代表取締役(63)らは、平成27年3月から30年7月までの間、健康食品等の販売会に参加した高齢者等に対し、同社の株式上場や新規事業開始の予定がないにもかかわらず、「東証マザーズに上場申請する。」「サービス付き高齢者住宅事業を開始する。」などのうそを言い、同社の社債販売名目で8県の約500人から約15億5,000万円をだまし取るなどした。

31年3月までに、1法人16人を詐欺罪等で検挙した(愛媛、山口、徳島、沖縄)。

## 3 架空の資産家による投資プロジェクト名下の詐欺事件

会社役員(26)らは、架空の投資プロジェクトへの参加費名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成29年4月から30年3月までの間、資産運用により莫大な資産を有している人物などおらず、そのような者がプロジェクト参加者に代わって投資運用を行うこともないのに、資産家になりすました男が、「FX等への投資で80数億円の資産がある。」「私の活動に賛同し海外口座を開設すれば、私がトレードする。毎月10万円を私からあなたへ贈ることができる。」「既に500~600人に毎月10万円以上を贈っている。」などのうそを言うとともに、参加者役の演者が実際に10万円を受け取っているとうそを言う動画を作成して、ネット配信し、全国の約6,800人から約9億2,200万円をだまし取った。

令和元年12月までに、37人を詐欺罪等で検挙した(大阪)。

## 4 原野商法の被害者を対象とした土地買取り費用名下の詐欺事件

不動産会社従業員(36)らは、過去に原野商法の被害に遭った者を対象として土地買取り費用名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成28年5月から令和元年10月までの間、土地を買い取るつもりがないのに、「高値で買い取れる。」「風力発電所の開発計画がある。」「所有権移転登記手数料として40万円が必要である。」「隣接する土地を合筆した上で購入を希望している者がいるため、その隣接地を1,000万円で購入していただく必要があるが、その取得費用は後日返金する。」などのうそを言い、30都道府県の延べ269人から約9億2,000万円をだまし取った。

2年2月までに、10人を詐欺罪で逮捕した(岩手、徳島、群馬)。

<b>5</b>	<b>仮想通貨（暗号資産）投資名下の詐欺事件</b>
----------	----------------------------

無職の男(24)は、仮想通貨（暗号資産）購入金名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成30年6月から31年3月までの間、SNSを利用して20歳代を中心に出資者を募り、受け取った金銭で仮想通貨（暗号資産）を購入するつもりがないのに、「俺は仮想通貨の投資をやっている。」「一月で2～3倍になる。」「最初に投資したお金は1ヵ月以内に必ず返す。」などとうそのメッセージをSNS等で送信するなどし、7府県の77人から約1億5,700万円をだまし取った。

令和元年11月までに、同人を詐欺罪で逮捕した(山口)。

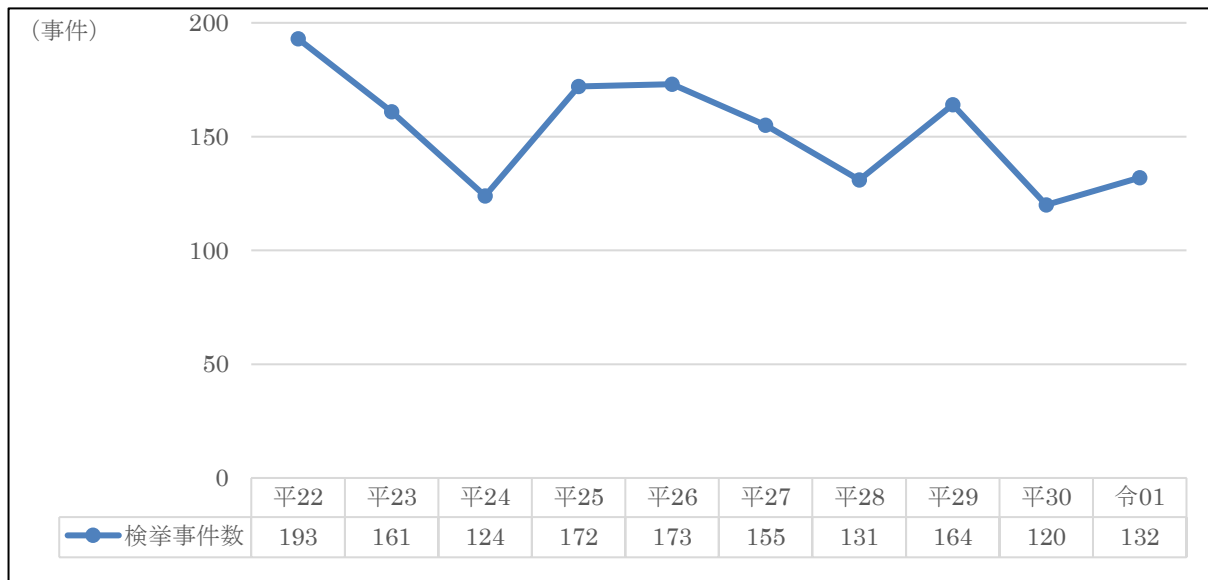
## 2 特定商取引等事犯

### (1) 検挙状況

#### ア 検挙状況の推移

特定商取引等事犯については 132 事件を検挙し、前年より増加した。

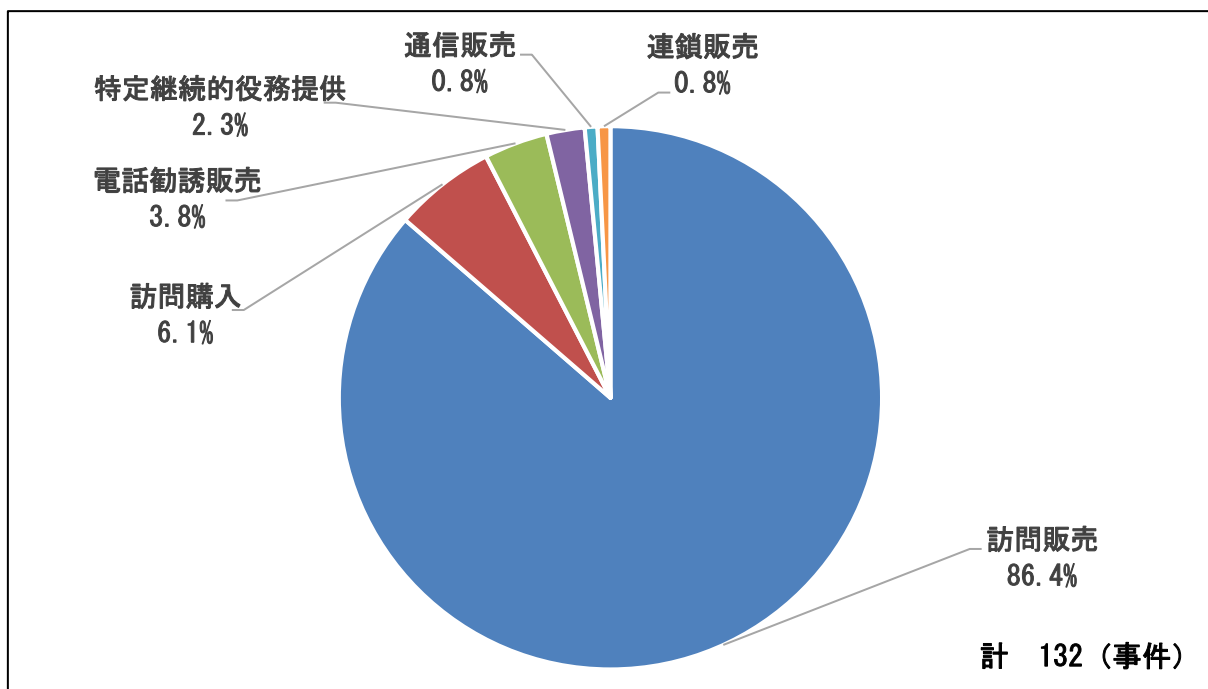
図表 8 過去 10 年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



#### イ 類型別検挙状況

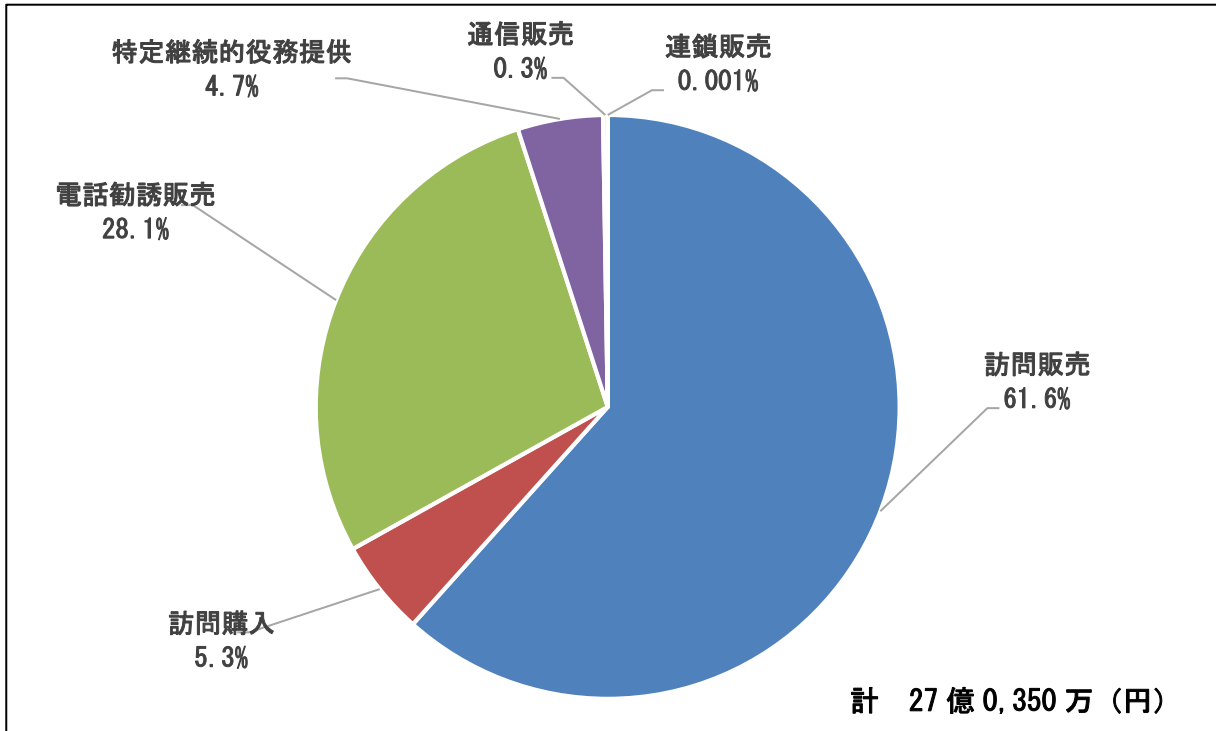
類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（114 事件（86.4%））及び被害額（約 16 億円（61.6%））がいずれも最多であった。

図表 9 特定商取引等事犯の類型別の検挙事件数の割合（令和元年）



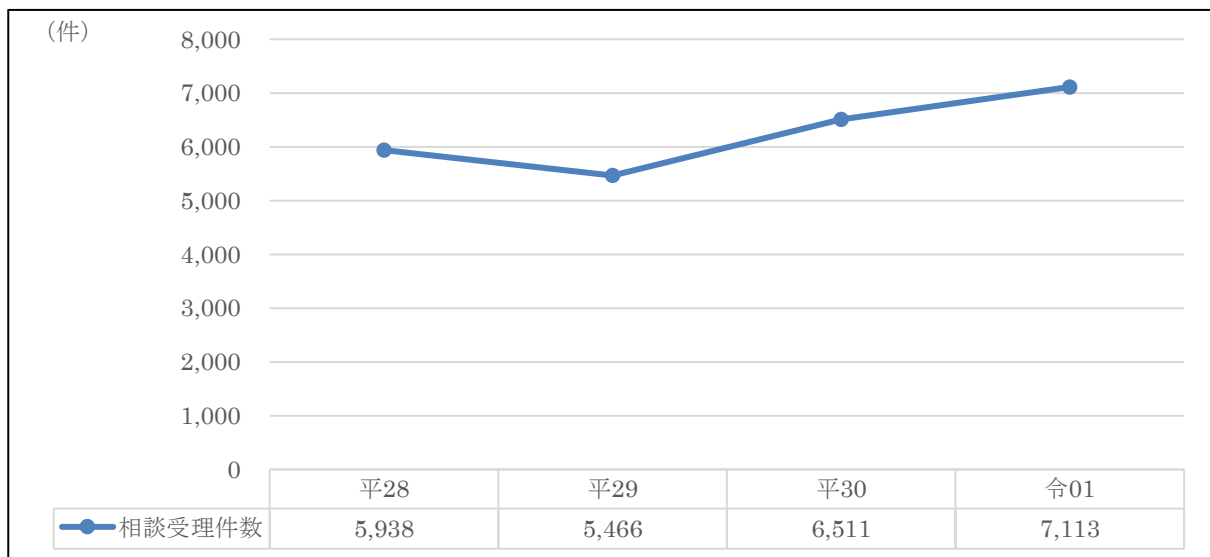


図表 10 特定商取引等事犯の類型別の被害額の割合（令和元年）

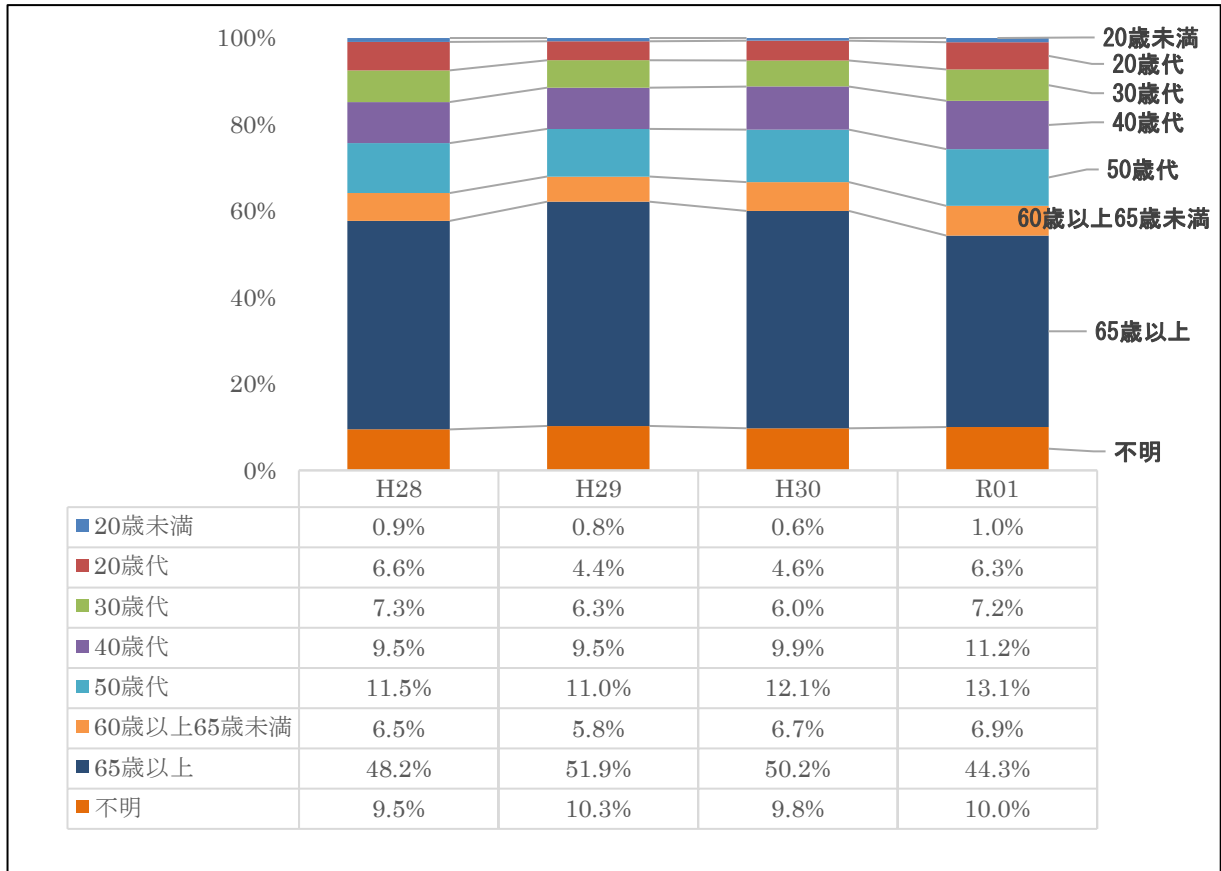


(2) 相談受理件数の推移

図表 11 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



図表 12 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 訪問購入業者による貴金属買取りに係る詐欺等事件

訪問購入業者(26)らは、貴金属を不当な低価格で買い取って転売益を得ようと考え、平成29年11月から30年11月までの間、訪問先で貴金属等の買取りをするに際し、貴金属の装飾品であるのにイミテーションである旨のうそを言い、または買取りをする貴金属の重量を実際よりも極端に軽く表示するように計量器を操作してうその重量を表示するなどし、不当に低い買取額を対価に貴金属を交付させ、6県の約7,300人から時価総額約1億3,400万円の貴金属をだまし取った。

31年3月までに、6人を詐欺罪等で逮捕した(宮城)。

<b>2</b>	<b>高齢者を対象とした仏像の送り付け商法に係る組織的詐欺事件</b>
----------	-------------------------------------

美術品販売会社役員(54)らは、仏像の販売代金名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成30年1月から31年2月までの間、高齢者を対象に電話をかけ、仏像の買い注文を受けた事実はないのに、「注文を受けていた観音様ができましたのでお届けします。」「随分前のことなのでお忘れかもしれませんが注文をいただいていますよ。」などうそを言い、仏像を送り付け、全国の104人から約4,400万円をだまし取った。

令和元年6月までに、1法人5人を組織的犯罪処罰法違反(組織的詐欺)等で検挙した(滋賀)。

<b>3</b>	<b>電力小売会社代理店の会社役員らによる電力供給契約に係る特定商取引法違反事件</b>
----------	--

電力小売会社代理店の会社役員(32)らは、平成30年9月から31年4月までの間、訪問販売によって電力小売会社との新規の電力供給契約に係る勧誘をするに際し、「大手電力会社の契約者は料金のプランを変更してもらえば料金が安くなるので、プラン変更を申請してもらわなければなりません。」「電気自体はこれまでと変わりがなく大手電力会社からの供給となり、請求元だけが当社に変更となるだけです。」などと大手電力会社との契約プランを変更するだけであるかのようにうそを言い、19都府県の約7,200人と電力小売会社との新規電力供給契約を締結した。

令和元年9月までに、2法人8人を特定商取引法違反(不実の告知)で検挙した(京都)。

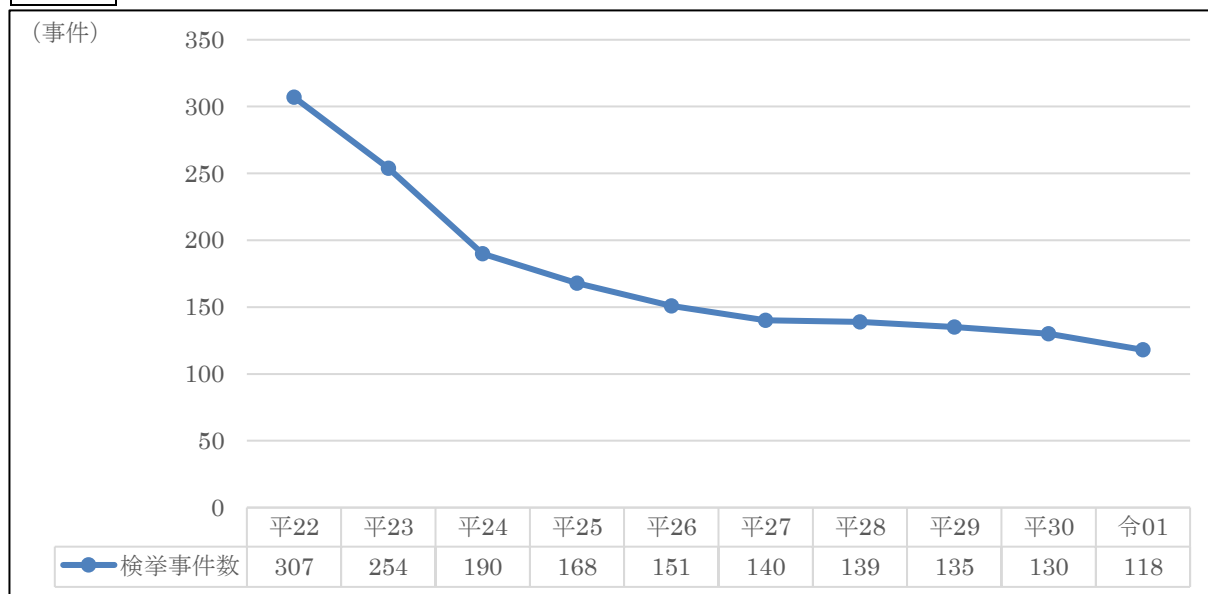
### 3 ヤミ金融事犯

#### (1) 検挙状況

##### ア 無登録・高金利事犯

ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯については118事件を検挙し、減少傾向にある。

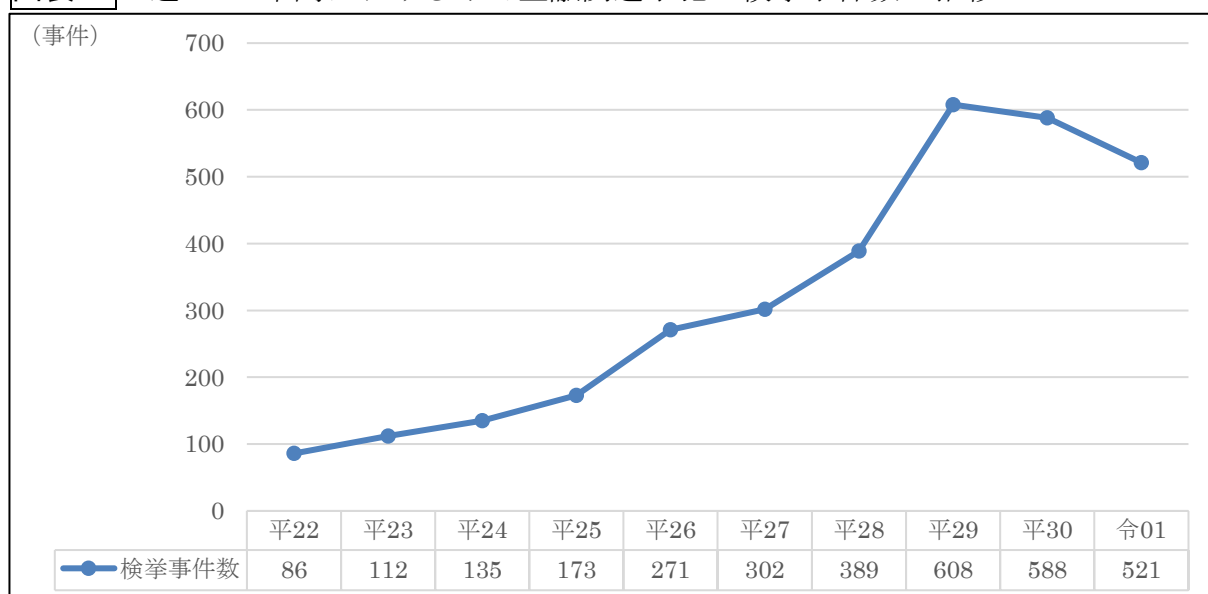
図表13 過去10年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



##### イ ヤミ金融関連事犯

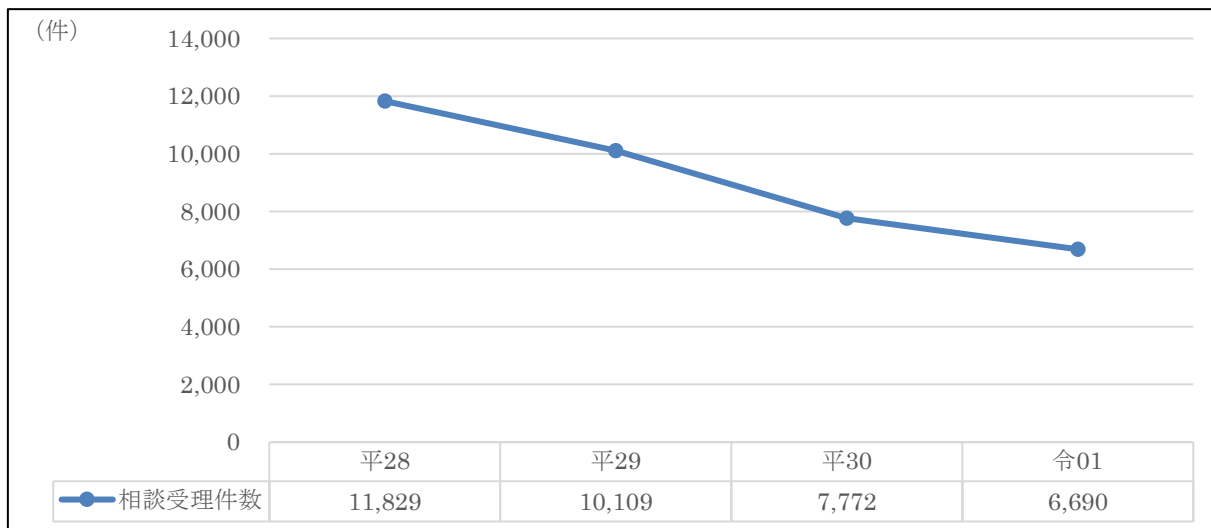
ヤミ金融事犯のうち、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融を助長するものであるヤミ金融関連事犯については521事件を検挙し、前年より減少した。

図表14 過去10年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移

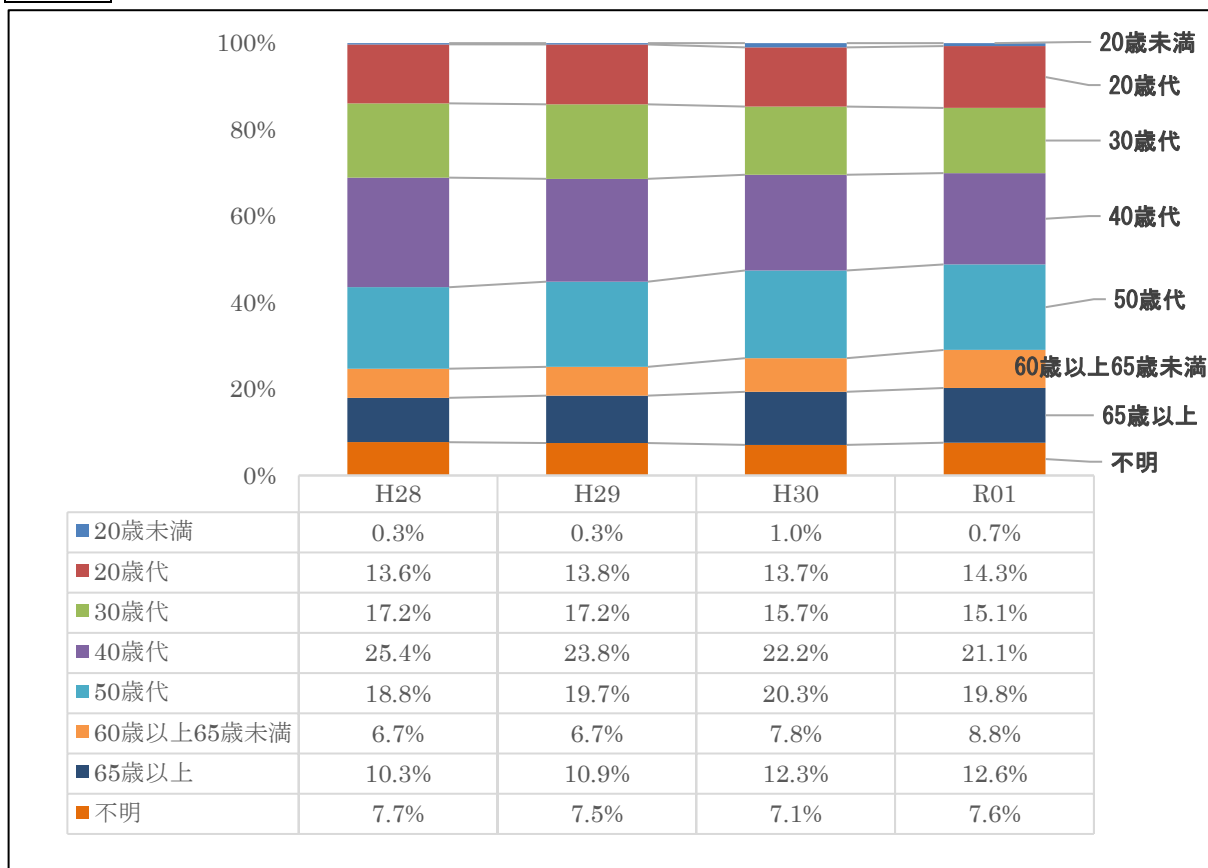


## (2) 相談受案件数の推移

図表 15 ヤミ金融事犯に関する相談受案件数の推移



図表 16 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 全国にまたがる組織的なヤミ金融グループによる貸金業法違反等事件

無登録貸金業者(39)らは、平成30年1月から7月までの間、インターネットサイトにより顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客約2,000人に対し、法定利息の約17倍から約314倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金約3億円を受領した。

31年2月までに、12人を貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した。

また、令和元年7月までに、同人らに事務所等を提供していた不動産業者(34)ら1法人2人を宅地建物取引法違反(不正手段による免許取得の禁止)で検挙するとともに、同無登録貸金業者らに対し本人確認を行わずにSIMカードを交付したレンタル携帯電話事業者(45)を携帯電話不正利用防止法違反(貸与業者の貸与本人確認義務)で検挙した(神奈川、岐阜)。

#### 2 暴力団幹部らによる貸金業法違反等事件

暴力団幹部(41)らは、平成28年10月から30年12月までの間、レンタル携帯電話により顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約120人に対し、法定利息の約30倍から約141倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約4,000万円を受領した。

令和元年6月までに、7人を貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した(福岡)。

#### 3 インターネット上の個人間融資掲示板を利用した貸金業法違反等事件

国家公務員(40)は、平成22年1月頃から令和元年11月頃までの間、インターネット上の掲示板や出会い系サイト等を閲覧して、融資希望の書き込みをしている顧客に対し、融資の勧誘を行い、融資を申し込んできた顧客約100人に対し、法定利息の約23倍から約70倍で金銭を貸し付け、元利金約1,400万円を受領した。

元年11月に、同人を貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した(広島)。

<b>4</b>	<b>全国の中小企業を対象としたファクタリング仮装による貸金業法違反等事件</b>
----------	---

無登録貸金業者(50)らは、平成 29 年 1 月頃から平成 31 年 4 月頃までの間、全国の中小企業に対して、「ファクタリングによる資金調達」等と記載した広告を F A X で送信するなどして顧客を勧誘し、売掛債権の買い取りを申し込んできた顧客約 680 社に対し、正規のファクタリングを行うことなく、法定利息の約 14 倍から約 50 倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金約 37 億円を受領した。

令和元年 11 月までに、11 人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（千葉、岩手）。

### 第3 国民の健康や環境に対する事犯

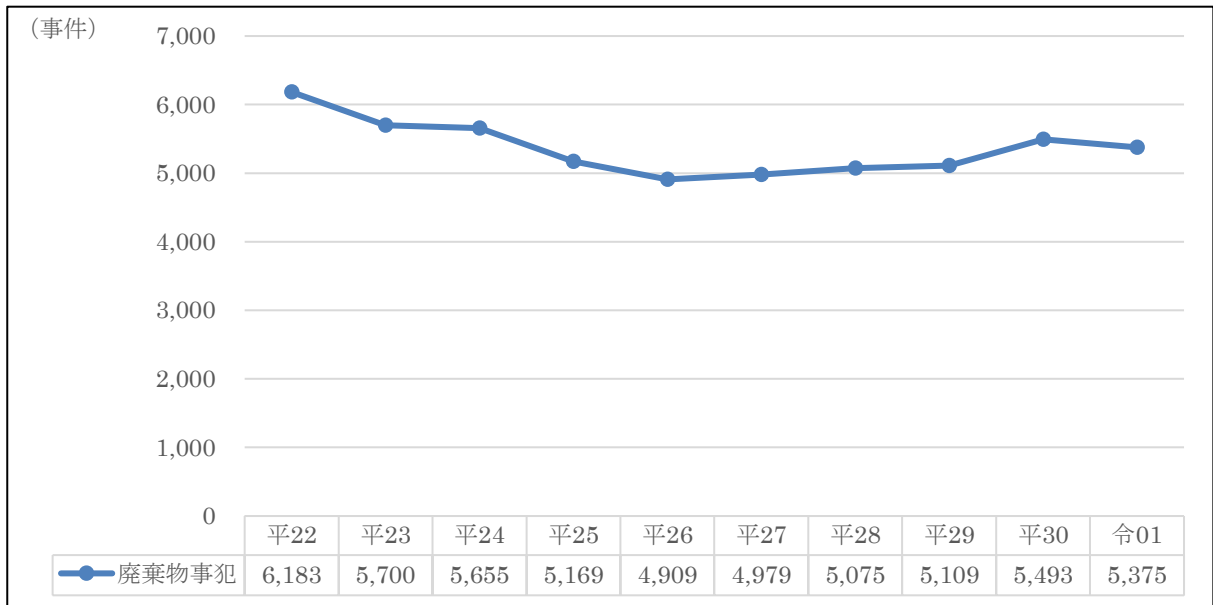
#### 1 環境事犯

##### (1) 検挙状況

##### ア 廃棄物事犯

環境事犯のうち、廃棄物事犯については5,375事件を検挙した。

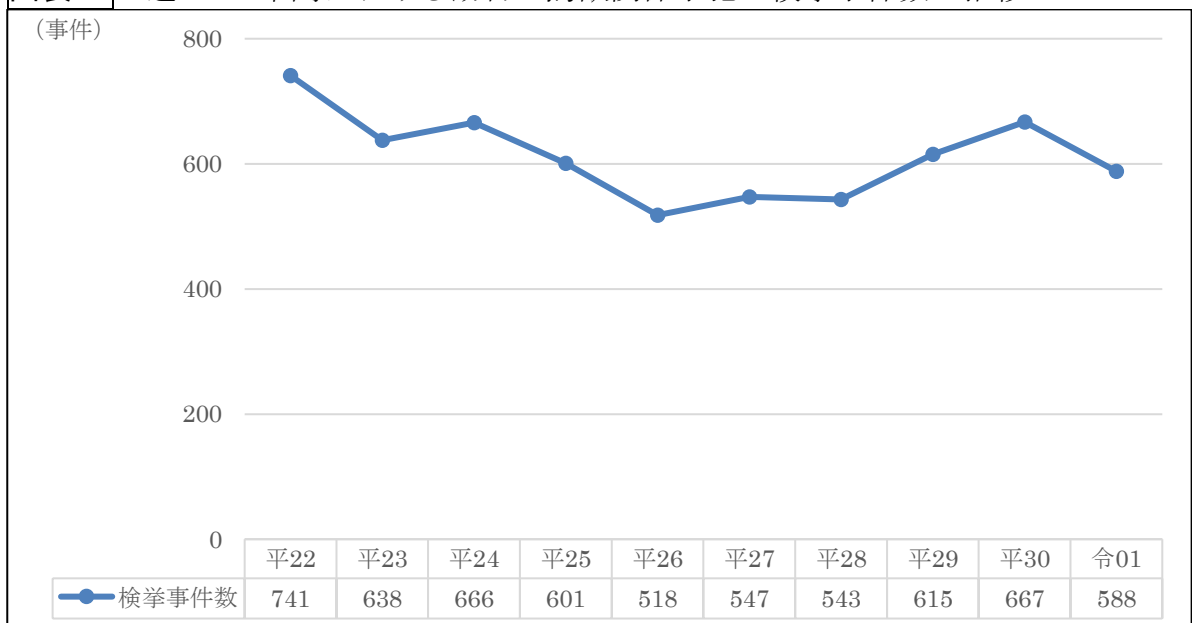
図表17 過去10年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移



##### イ 動物・鳥獣関係事犯

環境事犯のうち、動物・鳥獣関係事犯については588事件を検挙した。

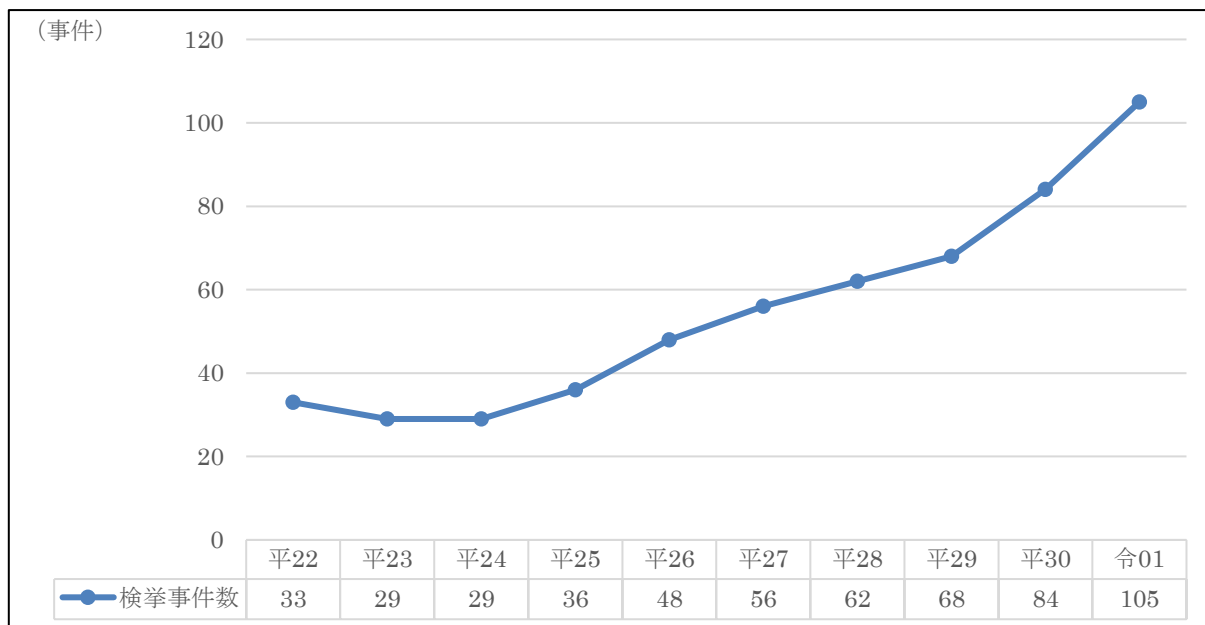
図表18 過去10年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移





このうち、動物虐待事犯については 105 事件を検挙し、増加傾向にある。

**図表 19** 過去 10 年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移



## (2) 検挙事例

### 1 解体業者らによる廃棄物処理法違反事件

解体業者(62)らは、平成 30 年 8 月頃から 9 月までの間、太陽光発電開発工事現場において、廃棄物である石膏ボード破砕物等約 36.5 トンを埋め立て投棄した。

31 年 4 月までに、5 人を廃棄物処理法違反（不法投棄）で逮捕した（宮城）。

### 2 食品廃棄物リサイクル業者による水質汚濁防止法違反事件

会社役員(46)らは、平成 30 年 9 月から 11 月までの間、法定の特定施設である動物系飼料等の製造業の用に供する施設等を設置した工場の排水口から、法定の排出基準を超える窒素等を含有する排水を公共用水域に排出した。

31 年 2 月までに、1 法人 2 人を水質汚濁防止法違反（排水の排出の制限）で検挙した（愛知）。

### 3 猫の殺傷に係る動物愛護管理法違反事件

無職の男(29)は、平成 30 年 11 月頃、神奈川県内の河川敷において、劇物を含有する殺虫剤を混入させた餌を摂取させて猫 3 匹を殺傷した。

31 年 2 月に、同人を動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）で検挙した（神奈川）。

#### 4 動物卸売業者らによる外国為替法違反等事件

動物卸売販売業者(36)らは、国際取引が規制された希少なオオトカゲを不正に輸入しようと企て、平成29年1月及び平成30年3月、輸入申告に際して品目を偽り、経済産業大臣の承認及び税関長の許可を受けずに同オオトカゲ2頭を輸入し、自営業者(38)らに有償で引き渡すなどした。

令和元年11月に、2法人6人を外国為替法違反(無承認輸入)等で検挙した(警視庁)。

#### 5 会社員らによる種の保存法違反事件

会社員(35)は、平成30年7月から12月までの間、特別国際種事業の登録を受けずに、象牙の印材をインターネットオークションサイトで広告し、顧客3人に販売した。

31年4月までに、上記会社員を含め、インターネットオークションサイトを利用して象牙の違法取引を行った2法人21人を種の保存法違反(広告、譲渡し等)で検挙した(岐阜、福岡)。

#### 6 林業仲介業者らによる森林法違反等事件

林業仲介業者(43)らは、平成28年6月頃から7月頃までの間、他者が所有する山林に係る偽造された立木売買契約書等を行使するなどして伐採業者を誤信させ、平成29年3月頃から4月頃までの間、同伐採業者に前記山林の杉木立約1,330本を伐採させて窃取した。

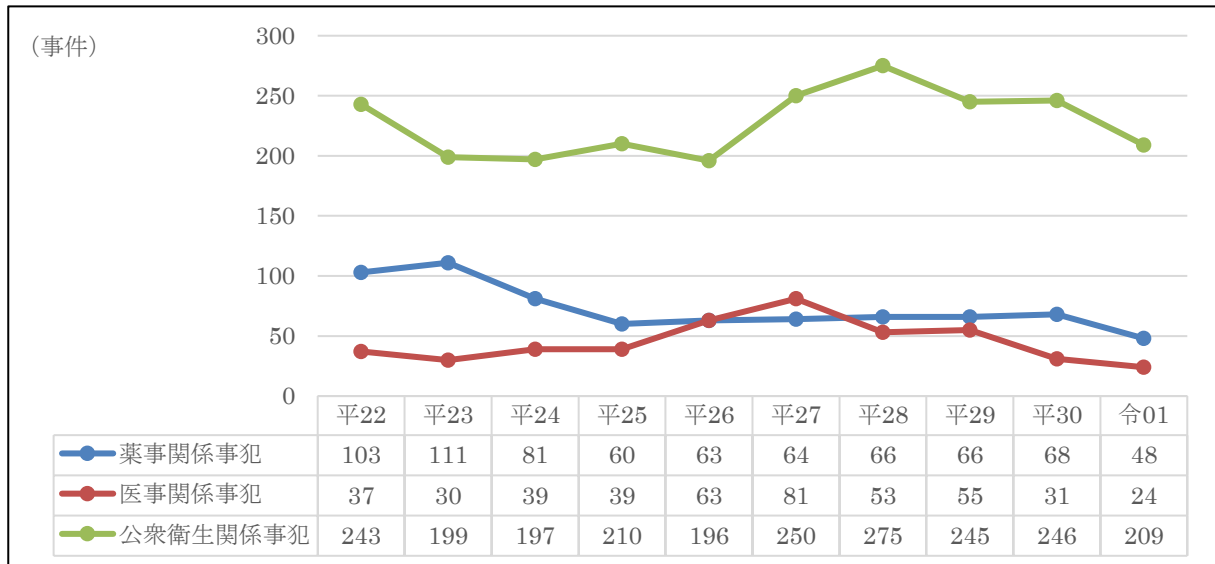
令和元年8月までに、3人を森林法違反(森林窃盗)等で検挙した(宮崎)。

## 2 保健衛生事犯

### (1) 検挙状況

保健衛生事犯の検挙事件数の推移は、図表 20 のとおりであった。

図表 20 過去 10 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



注 平成 22 年については危険ドラッグに係る医薬品医療機器等法違反を含む。

### (2) 検挙事例

#### 1 組織的な医薬品の密売に係る医薬品医療機器等法違反事件

会社役員(50)らは、外国人を中心とした密売組織を構築し、平成 30 年 5 月から 9 月までの間、医薬品販売業の許可を受けた者等でないのに、業として医薬品を販売し、販売の目的で貯蔵した。

合計約 20 万点の医薬品を押収し、31 年 2 月までに、2 法人 17 人を医薬品医療機器等法違反（医薬品の無許可販売、販売目的貯蔵）で検挙した（大阪）。

#### 2 医師等を騙り、無資格で医行為等を行った医師法違反等事件

無職の男(55)は、平成 30 年 4 月から 31 年 4 月までの間、医師等の免許証を偽造、行使して介護老人保健施設等に医師等として稼働し、医師等でないのに医行為等を行い医業をなすなどした。

令和元年 8 月までに、同人を医師法違反（医師でない者の医業禁止）等で検挙した（千葉）。

### 3 和牛受精卵等の不正輸出に係る家畜伝染病予防法違反等事件

会社役員(51)らは、平成30年6月、輸出に係る申告をせず、かつ、あらかじめ家畜防疫官が行う検査及び輸出検疫証明書の交付を受けずに、大阪南港発中国上海行きフェリーに牛の受精卵等をバックに隠匿して積み込み、不正に輸出するなどした。

31年3月、3人を家畜伝染病予防法違反(輸出検査)等で逮捕した(大阪)。

### 4 豚肉等の不正輸入に係る家畜伝染病予防法違反等事件

自営業者(70)らは、法定の除外事由がないのに、令和元年5月、フィリピン共和国発福岡空港行き航空機に豚肉(ソーセージを含む)合計約92キログラムを発泡スチロールの箱に隠匿して搬入し、もって輸入が禁止されている地域から当該物件を本邦に輸入した。

同年8月、2人を家畜伝染病予防法違反(輸入禁止)で逮捕した(福岡)。

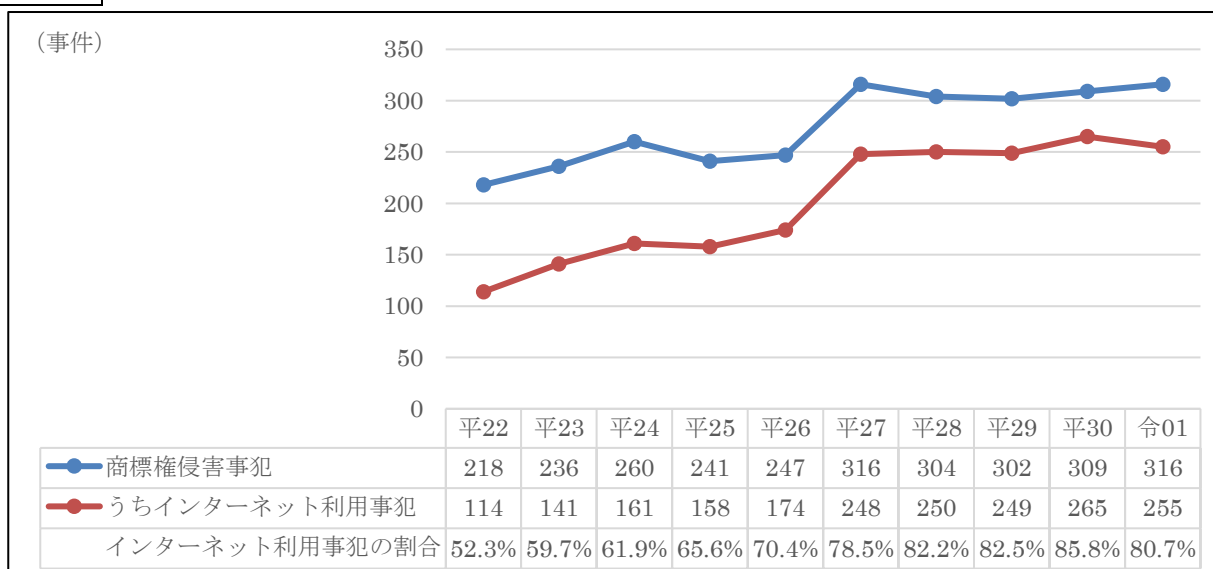
## 第4 知的財産権侵害事犯

### 1 検挙状況

#### (1) 商標権侵害事犯

商標権侵害事犯については316事件を検挙し、このうち、インターネット利用事犯が占める割合は80.7%であった。

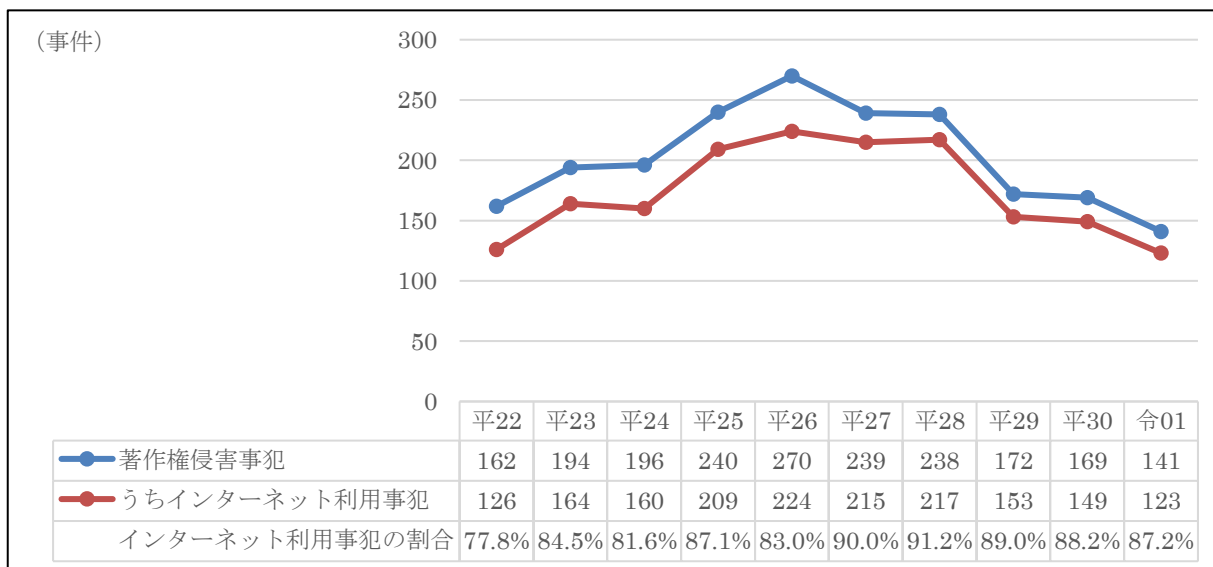
図表 21 過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移



#### (2) 著作権侵害事犯

著作権侵害事犯については141事件を検挙し、このうち、インターネット利用事犯が占める割合は87.2%であった。

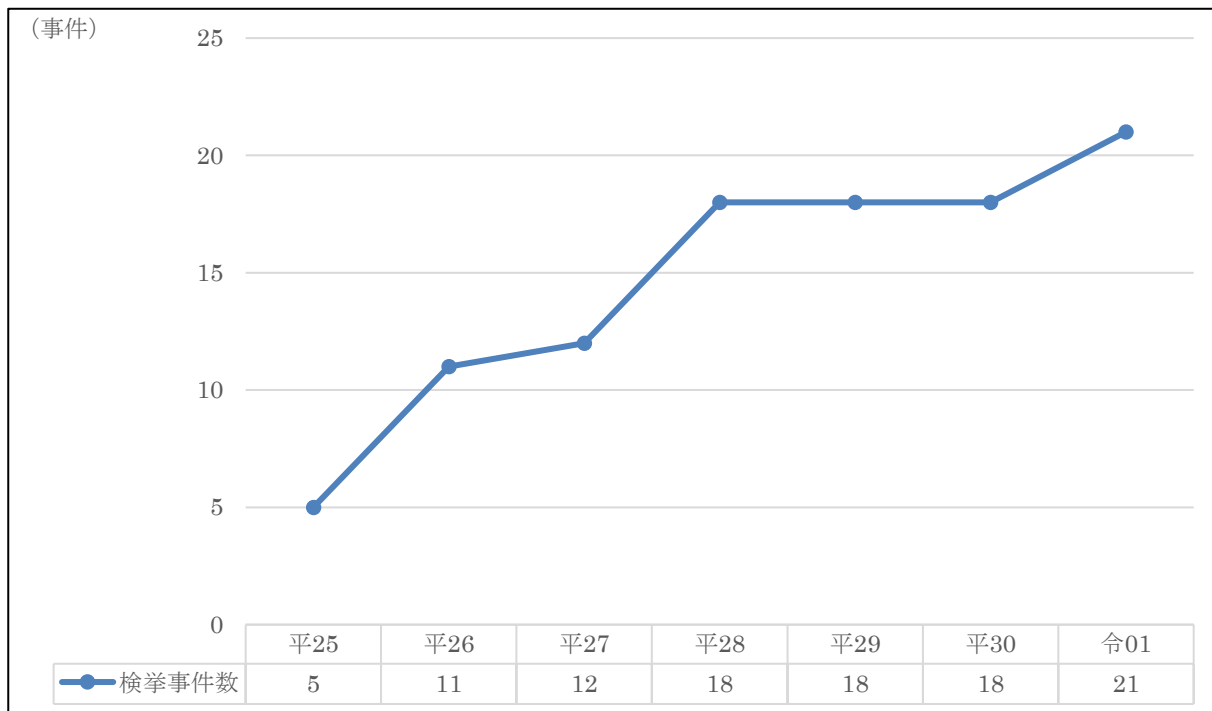
図表 22 過去10年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



### (3) 営業秘密侵害事犯

営業秘密侵害事犯については 21 事件を検挙し、増加傾向にある。

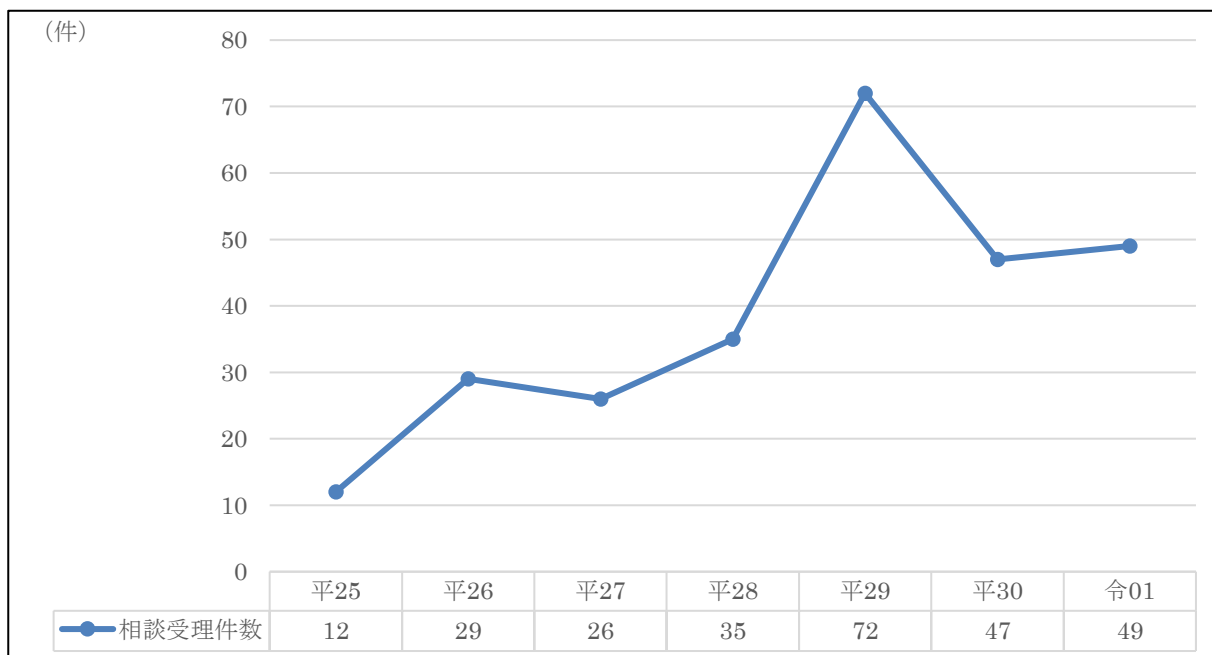
図表 23 営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



## 2 相談受理状況

営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数については 49 件の相談を受理し、前年から増加した。

図表 24 営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



### 3 検挙事例

<b>1</b>	<b>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会商標使用に係る商標法違反事件</b>
----------	---

会社員(35)は、平成31年1月、同人方において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録をしている「TOKYO 2020」の文字及びオリンピックシンボル等を組み合わせた商標等に類似する商標を付したメダル2個を販売する目的で所持するなどした。

同月に、同人を商標法違反(譲渡目的所持)等で検挙した(愛知)。

<b>2</b>	<b>ラグビーワールドカップ 2019 商標使用に係る商標法違反事件</b>
----------	--

予備校生(21)は、令和元年8月頃、6回にわたり、アイルランド共和国ラグビーワールドカップリミテッドほか5社が商標権の設定登録をしている太陽と富士山からなる図形と「RUGBY WORLD CUP TM JAPAN 日本 2019」の文字を組み合わせた商標等に類似する商標を付したユニフォーム等合計6点を販売した。

同年9月に、同人を商標法違反(使用)で逮捕した(神奈川)。

<b>3</b>	<b>学習塾経営者らによる教材の複製に係る著作権法違反及び特定商取引に関する法律違反事件</b>
----------	--

会社役員(64)らは、著作権者の許諾を受けず、平成30年4月頃、4回にわたり、教材販売会社が著作権を有する著作物である教材4点をパーソナルコンピュータを用いてCD-R等に記録・保存して複製した。

31年3月までに、5法人5人を著作権法違反(複製権の侵害)及び特定商取引に関する法律違反(不実の告知)で検挙した(北海道)。

<b>4</b>	<b>会社役員らによる無許諾の楽曲演奏に係る著作権法違反事件</b>
----------	------------------------------------

会社役員(50)らは、一般社団法人日本音楽著作権協会の許諾を受けず、平成30年9月から11月までの間、同人らが開催した歌謡ショーにおいて、再生機器を操作して伴奏音楽を再生し、歌手に歌唱させるなどして、音楽著作物を公に演奏した。

令和元年11月に、2法人3人を著作権法違反(演奏権の侵害)で検挙した(静岡)。

<b>5</b>	<b>テレビ番組のインターネット配信に係る著作権法違反事件</b>
----------	-----------------------------------

無職の男(32)は、平成31年3月、同人方において、テレビ番組の動画データをインターネットに接続された自動公衆送信装置に記録保存した上、動画配信サイトに公開設定し、同サイトを通じて自動的に公衆送信し得る状態にした。

令和元年11月に、同人を著作権法違反(公衆送信権の侵害)で逮捕した(北海道)。

<b>6</b>	<b>超硬工具等製造販売等会社元従業員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件</b>
----------	---

超硬工具等の製造販売等会社の元従業員(31)は、不正の利益を得る目的で、在職中の平成31年1月、同社において、同社の営業秘密である設計マニュアルデータを私有のUSBメモリに記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。

同年2月に、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で逮捕した(愛知)。

<b>7</b>	<b>スポーツ用品製造販売等会社元従業員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件</b>
----------	--

スポーツ用品の製造販売等会社の元従業員(31)は、不正の利益を得る目的で、在職中の平成30年4月、同社において、同社の営業秘密である同社製品の不具合についての顧客からの苦情申立てやその不具合の原因調査結果等に関する情報を私有のUSBメモリに記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。

31年3月に、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で逮捕した(兵庫)。

<b>8</b>	<b>電子部品製造販売等会社元従業員による営業秘密の国外使用目的での領得等に係る不正競争防止法違反等事件</b>
----------	--

電子部品の製造販売等会社元従業員(43)は、不正の利益を得る目的及び日本国外で使用する目的で、在職中の平成29年10月頃から12月頃、同社事務所において、同社の営業秘密である同社製品に使用する設備仕様書等データを私有のハードディスクに記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得等した。

令和元年7月までに、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の国外使用目的での領得等)で検挙した(京都)。

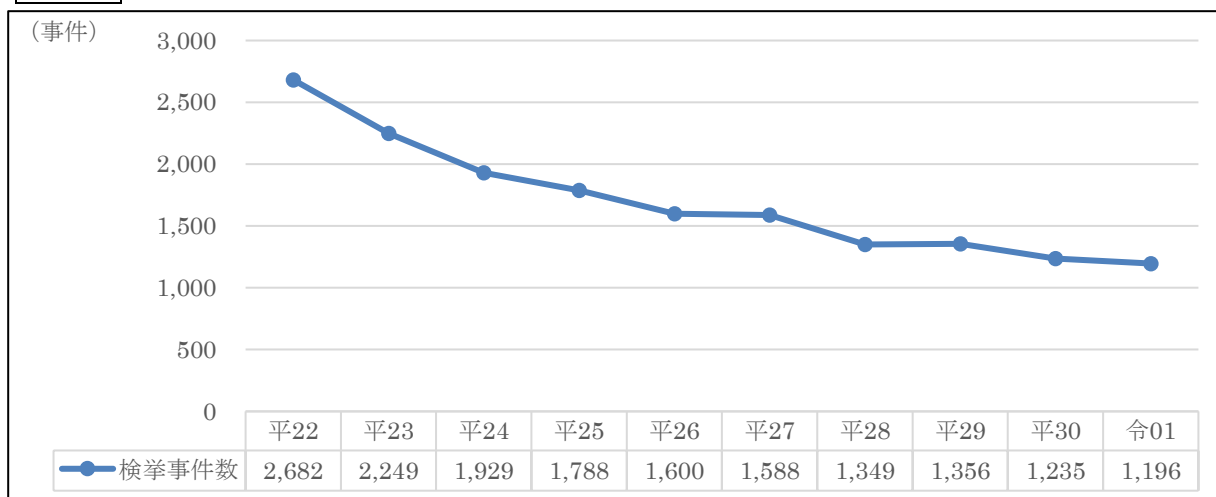


## 第5 その他の事犯

### 1 検挙状況

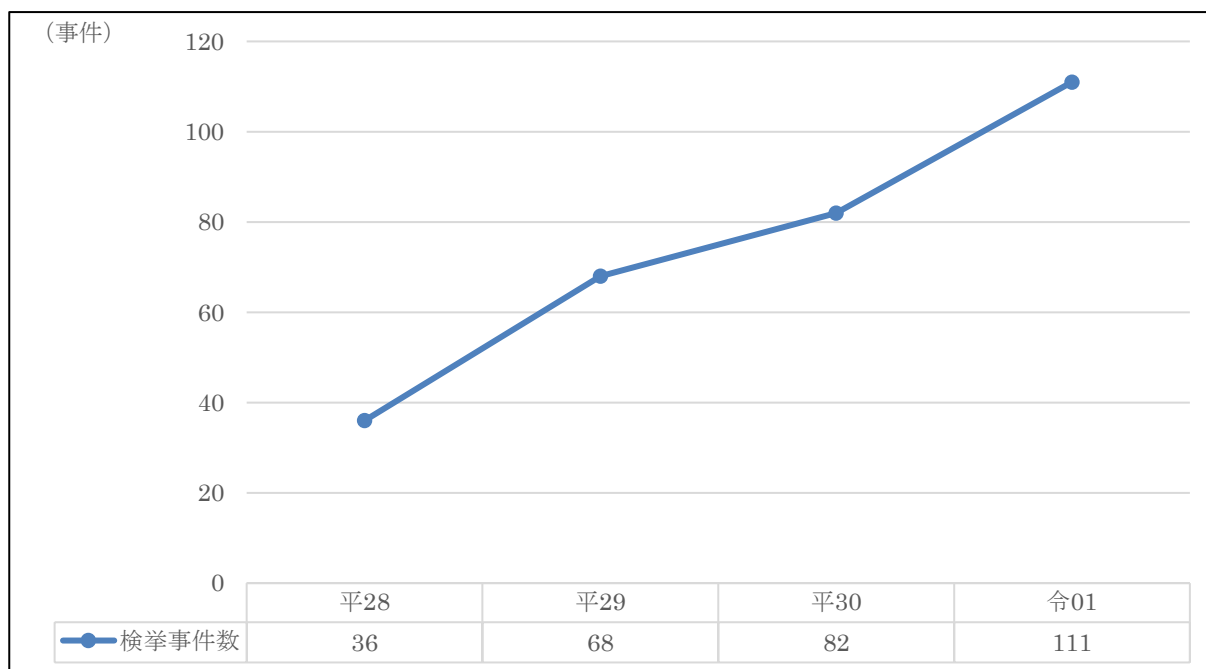
その他の事犯については1,196事件を検挙し、減少傾向にある。

図表 25 過去10年間におけるその他の事犯の検挙事件数の推移



このうち、無人航空機に係る航空法違反については111事件を検挙し、増加傾向にある。

図表 26 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数の推移



## 2 検挙事例

### 1 暴力団幹部らによる漁業調整規則違反事件

暴力団幹部(60)らは、平成31年2月頃から3月頃までの間、茨城県内の河川において、県知事の許可を受けずに、ふくろ網等を使用するなどして全長23センチメートル以下のうなぎを採捕し、同うなぎを仲買人に販売した。

令和元年5月までに、8人を茨城県内水面漁業調整規則違反(全長等の制限)で逮捕した(茨城)。

### 2 外国人による航空法違反事件

外国人(20)は、令和元年5月の夜間に、国土交通大臣の許可及び承認を受けずに、無人航空機を遠隔操作し、人又は家屋が密集している地域の上空を飛行させた。同月に、同人を航空法違反(無許可飛行等)で検挙した(警視庁)。

### 3 外国人による金地金密輸に係る関税法違反等事件

外国人(27)は、日本へ金地金を密輸しようとして、令和元年10月、韓国仁川国際空港発福岡空港行きの航空機に金地金23塊(約9.5キログラム、時価約4,800万円、消費税額及び地方消費税額合計約480万円)を携行して搭乗し、同日福岡空港において、同金塊を手荷物カートに隠匿し、税関職員に対し金地金を輸入する事実を申告せずに検査を通過しようとしたが、同職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかった。

同月に、同人を関税法違反で逮捕した(福岡)。

### 4 地方公務員によるチケット不正転売禁止法違反事件

地方公務員(35)は、興行主の同意を得ずに、業として、令和元年7月から10月頃までの間、インターネット転売サイトを介して、プロ野球オールスターゲーム等の特定興行入場券4枚(定価合計2万5,100円)を転売金額合計5万6,500円で販売し、不正転売した。

同年12月までに、同人をチケット不正転売禁止法違反等で検挙した(警視庁)。

## 第6 犯行ツール対策

### 1 預貯金口座

令和元年中、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を1万1,881件実施した（情報提供した口座数は8,664件）。

### 2 携帯電話

令和元年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおりである。

- 携帯音声通信事業者に対し、1,955件の契約者確認の求めを実施した。  
そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは1,920件（98.2%）。
- レンタル携帯電話事業者に対し、1,047件の解約要請を実施した。  
そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは1,039件（99.2%）。
- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ707件の情報提供を実施した。

### 3 検挙事例

<b>1</b>	<b>顧客情報の売買に係る貸金業法違反等事件</b>
----------	----------------------------

インターネットを利用した広告代理店を営む会社役員(51)らは、平成31年1月頃、運営している融資サイトを閲覧した者が入力した住所・氏名等の顧客情報を、無登録貸金業者に提供した。

令和元年9月までに、2法人3人を貸金業法違反（無登録営業の幫助）で検挙するとともに、顧客情報の提供を受けた無登録貸金業者(24)を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（神奈川）。

## 第7 統計資料

### 1 検挙状況等

#### (1) 利殖勧誘事犯

最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	37	24	43	41	41
検挙人員	116	87	115	123	176
検挙法人数	10	5	7	9	5
被害人員	4,401	45,868	4,503	5,695	84,150
被害額	93億0,726万円	389億2,376万円	216億8,273万円	329億5,508万円	1,037億9,134万円

利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成30年及び令和元年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	平30	令01	平30	令01	平30	令01	平30	令01	平30	令01
未公開株	1	0	3	0	0	0	63	0	1億6,436万円	0円
公社債	1	1	1	16	0	1	1	521	300万円	15億5,150万円
集団投資スキーム (ファンド)	27	21	73	53	6	2	4,179	15,121	277億6,166万円	518億4,903万円
デリバティブ取引	8	11	34	70	3	1	439	7,461	16億1,675万円	43億9,522万円
外国通貨	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
上記以外の預り金	3	3	3	5	0	0	354	663	23億2,280万円	32億9,490万円
その他	1	5	9	32	0	1	659	60,384	10億8,650万円	427億0,069万円
合計	41	41	123	176	9	5	5,695	84,150	329億5,508万円	1,037億9,134万円

注1 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

注2 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

## (2) 特定商取引等事犯

最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	155	131	164	120	132
検挙人員	250	264	274	227	230
検挙法人数	30	20	32	24	20
被害人員	37,375	25,093	18,806	62,734	37,849
被害額	109億0,988万円	62億8,664万円	65億5,965万円	45億3,868万円	27億0,350万円

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成30年及び令和元年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	平30	令01	平30	令01	平30	令01	平30	令01	平30	令01
訪問販売	104	114	168	191	19	13	53,302	25,918	20億9,107万円	16億6,627万円
通信販売	1	1	4	1	1	0	300	40	1億円	692万円
電話勧誘販売	3	5	32	17	2	2	6,242	2,522	17億2,502万円	7億5,998万円
連鎖販売取引	0	1	0	2	0	1	0	1	0円	2万円
特定継続的役務提供	5	3	8	4	0	1	906	184	4億7,611万円	1億2,772万円
業務提供誘引販売取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
訪問購入	7	8	15	15	2	3	1,984	9,184	1億4,647万円	1億4,258万円
合計	120	132	227	230	24	20	62,734	37,849	45億3,868万円	27億0,350万円

注 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

### (3) ヤミ金融事犯

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	442	528	743	718	639
無登録・高金利事犯	140	139	135	130	118
ヤミ金融関連事犯	302	389	608	588	521
検挙人員	608	662	881	814	724
無登録・高金利事犯	267	257	236	207	191
ヤミ金融関連事犯	341	405	645	607	533
検挙法人数	6	4	9	3	2
無登録・高金利事犯	4	2	7	2	1
ヤミ金融関連事犯	2	2	2	1	1
被害人員	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529
無登録・高金利事犯	20,588	23,824	12,793	14,233	10,343
ヤミ金融関連事犯	358	407	251	236	186
被害額	160億9,086万円	131億9,526万円	91億3,852万円	35億9,160万円	67億1,464万円
無登録・高金利事犯	160億8,387万円	131億7,766万円	91億3,836万円	35億1,972万円	67億1,068万円
ヤミ金融関連事犯	699万円	1,760万円	16万円	7,188万円	396万円

#### (4) 環境事犯

最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	廃棄物事犯	4,979	5,075	5,109	5,493	5,375
	うち産業廃棄物事犯	749	790	744	747	706
	廃棄物事犯以外の環境事犯	762	757	780	815	814
	合計	5,741	5,832	5,889	6,308	6,189
検挙人員	廃棄物事犯	5,989	5,999	6,055	6,361	6,165
	うち産業廃棄物事犯	1,161	1,213	1,107	1,087	1,025
	廃棄物事犯以外の環境事犯	884	860	943	966	941
	合計	6,873	6,859	6,998	7,327	7,106
検挙法人数	廃棄物事犯	369	383	376	329	356
	うち産業廃棄物事犯	284	295	279	248	259
	廃棄物事犯以外の環境事犯	27	21	25	34	44
	合計	396	404	401	363	400

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

環境事犯の類型別検挙状況（平成30年及び令和元年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平30	令01	平30	令01	うち逮捕		平30	令01
					平30	令01		
廃棄物事犯	5,493	5,375	6,361	6,165	194	187	329	356
うち産業廃棄物事犯	747	706	1,087	1,025	125	104	248	259
動物・鳥獣関係事犯	667	588	795	685	17	20	28	35
うち鳥獣保護関係事犯	384	317	498	389	8	15	25	31
うち動物虐待事犯	84	105	94	126	4	5	1	3
その他	148	226	171	256	6	23	6	9
合計	6,308	6,189	7,327	7,106	217	230	363	400

注1 平成30年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（258事件）及び種の保存法違反（126事件）を計上している。また、令和元年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（197事件）及び種の保存法違反（115事件）、希少動植物に係る関税法・外為法違反（5事件）を計上している。

2 平成30年の「その他」には、森林法違反（43事件）、河川法違反（8事件）等を計上している。また、令和元年の「その他」には、森林法違反（62事件）、自然公園法違反（4事件）等を計上している。

## (5) 保健衛生事犯

最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	395	394	366	345	281
検挙人員	559	518	474	448	400
検挙法人数	41	39	37	30	23

保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成30年及び令和元年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平30	令01	平30	令01	うち逮捕		平30	令01
薬事関係事犯	68	48	123	113	40	34	21	17
医事関係事犯	31	24	51	53	15	4	0	0
公衆衛生関係事犯	246	209	274	234	15	21	9	6
うち食品衛生関係事犯	21	19	32	22	12	7	5	3
その他	225	190	242	212	3	14	4	3
合計	345	281	448	400	70	59	30	23

注 平成30年の「その他」には、狂犬病予防法違反（197事件）、美容師法違反（16事件）等を計上している。また、令和元年の「その他」には、狂犬病予防法違反（174事件）、美容師法違反（7事件）等を計上している。



## (6) 知的財産権侵害事犯

### ア 知的財産権侵害事犯全体

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	606	594	515	514	516
検挙人員	868	730	658	626	605
検挙法人数	56	41	45	28	52

知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成30年及び令和元年)

	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平30	令01	平30	令01	うち逮捕		平30	令01
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	309	316	364	378	134	118	16	21
うちインターネット利用	265	255	273	288	82	82	8	12
うちインターネット・オークション利用	157	139	156	146	53	38	0	8
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	169	141	205	161	53	44	7	16
うちインターネット利用	149	123	154	125	32	25	3	3
うちインターネット・オークション利用	36	38	39	38	18	12	1	0
その他	36	59	57	66	32	30	5	15
うちインターネット利用	14	31	19	27	13	13	0	4
うちインターネット・オークション利用	4	14	2	8	1	4	0	0
合計	514	516	626	605	219	192	28	52
うちインターネット利用	428	409	446	440	127	120	11	19
うちインターネット・オークション利用	197	191	197	192	72	54	1	8

注1 平成30年の「その他」には、不正競争防止法違反(35事件)、関税法違反(1事件)を計上している。また、令和元年の「その他」には、不正競争防止法違反(53事件)、特許法違反(1事件)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)違反(1事件)、農産物検査法違反(1事件)、関税法違反(3事件)を計上している。

2 平成30年の不正競争防止法違反(35事件)には、「営業秘密侵害事犯」(18事件)を含む。また、令和元年の不正競争防止法違反(53事件)には、「営業秘密侵害事犯」(21事件)を含む。

## イ 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		平27	平28	平29	平30	令01
押収量		84,411	385,273	58,469	129,248	114,409
国内製造		4,788	5,785	1,268	5,880	13,949
国外	韓国	12,098	312,278	2,937	8,788	1,062
	中国	58,667	60,087	26,926	48,812	72,239
	香港	0	0	236	3	2,028
	台湾	0	0	0	86	0
	タイ	83	1,592	3,648	34	1,731
	フィリピン	14	5	0	840	54
	その他	87	239	1,386	1,356	1,449
不明		8,674	5,287	22,068	63,449	21,897

## ウ 営業秘密侵害事犯

最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	平27	平28	平29	平30	令01
検挙事件数	12	18	18	18	21
検挙人員	31	25	25	23	27
検挙法人数	4	4	0	0	0

## (7) その他の事犯

最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平27	平28	平29	平30	令01
不動産事犯	検挙事件数	47	35	40	25	23
	検挙人員	64	69	70	42	44
税法事犯	検挙事件数	27	32	38	23	18
	検挙人員	36	81	80	144	64
密漁事犯	検挙事件数	334	310	274	277	245
	検挙人員	438	406	360	450	331
通信関係事犯	検挙事件数	406	336	316	281	255
	検挙人員	413	353	318	282	282
その他	検挙事件数	774	636	688	629	655
	検挙人員	905	772	794	757	774
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	320	203	281	234	194
	検挙人員	344	217	287	243	211
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	181	132	109	86	64
	検挙人員	207	161	131	107	75
うち航空法違反	検挙事件数	1	39	72	83	113
	検挙人員	1	41	82	85	117
合計	検挙事件数	1,588	1,349	1,356	1,235	1,196
	検挙人員	1,856	1,681	1,622	1,675	1,495

その他の事犯の類型別検挙状況（平成30年及び令和元年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平30	令01	平30	令01	うち逮捕		平30	令01
					平30	令01		
不動産事犯	25	23	42	44	13	21	17	17
税法事犯	23	18	144	64	92	32	20	10
密漁事犯	277	245	450	331	86	38	1	0
通信関係事犯	281	255	282	282	1	6	4	12
その他	629	655	757	774	120	128	55	50
うち鉄道営業法違反	234	194	243	211	6	10	0	0
うち屋外広告物条例違反	86	64	107	75	1	0	37	18
うち航空法違反	83	113	85	117	0	2	2	1
合計	1,235	1,196	1,675	1,495	312	225	97	89

- 注1 平成30年の「不動産事犯」には、建設業法違反（6事件）、宅地建物取引業法違反（8事件）等を計上している。また、令和元年の「不動産事犯」には、建設業法違反（9事件）、宅地建物取引業法違反（11事件）等を計上している。
- 2 平成30年の「税法事犯」には、関税法違反（19事件）、地方税法違反（2事件）等を計上している。また、令和元年の「税法事犯」には、関税法違反（12事件）、地方税法違反（1事件）等を計上している。
- 3 平成30年の「密漁事犯」には、漁業法違反（152事件）、漁業調整規則違反（105事件）等を計上している。また、令和元年の「密漁事犯」には、漁業法違反（124事件）、漁業調整規則違反（98事件）等を計上している。
- 4 平成30年の「通信関係事犯」には、電波法違反（277事件）、電気通信事業法違反（4事件）を計上している。また、令和元年の「通信関係事犯」には、電波法違反（252事件）、電気通信事業法違反（3事件）を計上している。

## (8) 犯行ツール対策

### ア 預貯金口座

金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平27		平28		平29		平30		令01	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	489	474	162	159	165	164	135	134	251	250
ヤミ金融事犯	28,445	15,863	23,661	14,785	18,979	12,364	15,289	9,892	11,390	8,175
その他の事犯	998	987	848	826	536	524	500	487	240	239
合計	29,932	17,324	24,671	15,770	19,680	13,052	15,924	10,513	11,881	8,664

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

### イ 携帯電話

契約者確認の求めを行った件数

	平27	平28	平29	平30	令01
契約者確認の求めを行った件数	9,268	7,186	3,394	2,612	1,955
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	8,425	6,932	3,308	2,556	1,920

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

レンタル携帯電話の解約要請件数

	平27	平28	平29	平30	令01
解約要請件数	3,745	3,030	1,753	1,099	1,047
うちヤミ金融事犯に基づくもの	3,735	3,010	1,744	1,085	1,039

レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	平27	平28	平29	平30	令01
情報提供件数	2,640	2,373	2,450	1,234	707

## 2 相談状況の調査結果

### (1) 利殖勧誘事犯

年齢別・男女別相談件数

	男性	女性	合計	割合
20歳未満	11	3	14	0.9%
20歳代	202	74	276	17.7%
30歳代	125	56	181	11.6%
40歳代	127	93	220	14.1%
50歳代	136	113	249	16.0%
60歳以上65歳未満	55	50	105	6.7%
65歳以上70歳未満	47	36	83	5.3%
70歳代	74	119	193	12.4%
80歳代	38	50	88	5.6%
90歳以上	1	2	3	0.2%
不明	108	40	148	9.5%
合計	924	636	1,560	

利殖勧誘事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	男性	女性	合計
高齢者の相談件数	160	207	367
高齢者の割合(%)	17.3	32.5	23.5

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	56	3.6
3日以上1週間未満	37	2.4
1週間以上1ヶ月未満	98	6.3
1ヶ月以上3ヶ月未満	129	8.3
3ヶ月以上6ヶ月未満	109	7.0
6ヶ月以上	595	38.1
不明	188	12.1
金銭の支払いなし	348	22.3

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	436	48.9
自力で解決しようと考えていた	273	30.6
警察へ相談するのを躊躇していた	9	1.0
どこに相談したらよいのかわからなかった	20	2.2
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	77	8.6
その他	77	8.6

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	537	62.2
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	52	6.0
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	4	0.5
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	75	8.7
家族、知人等周囲からの助言を受けて	69	8.0
金融機関窓口での助言を受けて	7	0.8
その他	120	13.9

## (2) 特定商取引等事犯

### 年齢別・男女別相談件数

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	割合(%)
20歳未満	9	5	14	24	1	1	10	0	0	1	0	3	0	1	34	35	69	1.0
20歳代	75	29	76	97	20	21	50	45	4	6	7	11	6	3	238	212	450	6.3
30歳代	55	59	121	132	40	32	10	8	7	4	3	4	20	19	256	258	514	7.2
40歳代	107	95	150	170	83	89	6	11	12	6	7	6	14	38	379	415	794	11.2
50歳代	145	153	151	153	109	79	15	16	6	5	0	2	39	61	465	469	934	13.1
60歳以上65歳未満	71	72	75	57	58	70	8	5	3	4	0	1	22	43	237	252	489	6.9
65歳以上70歳未満	88	101	49	40	62	57	5	3	5	2	1	0	25	57	235	260	495	7.0
70歳代	177	289	78	103	120	194	8	7	10	13	2	1	44	166	439	773	1,212	17.0
80歳代	155	415	54	98	88	157	1	6	3	5	6	2	46	256	353	939	1,292	18.2
90歳以上	20	51	6	9	13	13	1	0	0	1	0	0	5	31	45	105	150	2.1
不明	111	123	68	78	91	68	20	14	4	9	2	2	55	69	351	363	714	10.0
合計	1,013	1,392	842	961	685	781	134	115	54	56	28	32	276	744	3,032	4,081	7,113	

### 特定商取引等事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計 (高齢者)		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者の相談件数	440	856	187	250	283	421	15	16	18	21	9	3	120	510	1,072	2,077	3,149
高齢者の割合(%)	53.9		24.2		48.0		12.4		35.5		20.0		61.8		35.4	50.9	44.3

### 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	974	13.7%
3日以上1週間未満	384	5.4%
1週間以上1ヶ月未満	606	8.5%
1ヶ月以上3ヶ月未満	220	3.1%
3ヶ月以上6ヶ月未満	84	1.2%
6ヶ月以上	176	2.5%
不明	344	4.8%
金銭の支払いなし	4,325	60.8%

### 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	234	41.2
自力で解決しようと考えていた	134	23.6
警察へ相談するのを躊躇していた	22	3.9
どこに相談したらよいのかわからなかった	45	7.9
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	54	9.5
その他	79	13.9

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	185	35.5
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	31	6.0
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	1	0.2
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	60	11.5
家族、知人等周囲からの助言を受けて	114	21.9
金融機関窓口での助言を受けて	11	2.1
その他	119	22.8



### (3) ヤミ金融事犯

#### 年齢別・男女別相談件数

	090金融		090金融以外		ヤミ金融事犯合計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	割合(%)
20歳未満	13	21	4	9	17	30	47	0.7
20歳代	535	195	144	82	679	277	956	14.3
30歳代	543	235	154	76	697	311	1,008	15.1
40歳代	699	395	201	118	900	513	1,413	21.1
50歳代	667	338	213	106	880	444	1,324	19.8
60歳以上65歳未満	252	142	146	48	398	190	588	8.8
65歳以上70歳未満	153	92	50	32	203	124	327	4.9
70歳代	169	143	52	63	221	206	427	6.4
80歳代	29	27	19	10	48	37	85	1.3
90歳以上	4	2	0	0	4	2	6	0.1
不明	255	81	138	35	393	116	509	7.6
合計	3,319	1,671	1,121	579	4,440	2,250	6,690	

#### ヤミ金融事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	090金融		090金融以外		ヤミ金融事犯合計（高齢者）		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者の相談件数	355	264	121	105	476	369	845
高齢者の割合(%)	12.4		13.3		10.7	16.4	12.6

#### 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	444	6.6
3日以上1週間未満	378	5.7
1週間以上1ヶ月未満	839	12.5
1ヶ月以上3ヶ月未満	589	8.8
3ヶ月以上6ヶ月未満	294	4.4
6ヶ月以上	752	11.2
不明	1,283	19.2
金銭の支払いなし	2,111	31.6

#### 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	107	6.1
自力で解決しようと考えていた	1,007	57.8
警察へ相談するのを躊躇していた	95	5.5
どこに相談したらよいのかわからなかった	43	2.5
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	248	14.2
その他	241	13.8

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	898	51.4
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	5	0.3
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	51	2.9
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	280	16.0
家族、知人等周囲からの助言を受けて	188	10.8
金融機関窓口での助言を受けて	27	1.5
その他	297	17.0